


所得補償保険

普通保険約款・特約集

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-232 [2014.10]
Ref.328538 10-14 2M (D)

 アメリカンホーム保険
Member of AIG

も く じ

所得補償保険普通保険約款…………… 3

章 名	頁
第1章 用語の定義条項	3
第2章 補償条項	4
第3章 基本条項	6
第4章 無事故戻し金条項	15

特約…………… 17

この契約に適用される特約は、下記に掲げたもののうち保険証券の「適用特約」欄に記載されたものが適用されます。なお、一部の特約においては保険証券上で略称表示をしている場合がございます。

番号	特約名	頁
1	【略称】死亡・後遺障害補償特約	17
	傷害による死亡・後遺障害補償特約	
2	地震・噴火・津波危険補償特約	25
3	【略称】地震・噴火・津波特約（傷害用）	25
	地震・噴火・津波危険補償特約（傷害による死亡・後遺障害補償特約用）	
4	航空機乗組員特約	25
5	家事従事者特約	26
6	入院のみ補償特約	26
7	個人賠償責任補償特約	27
8	【略称】国外の個賠補償対象外特約	32
	国外の個人賠償責任補償対象外特約	
9	特定疾病補償対象外特約	33
10	【略称】無事故戻し不適用特約	33
	無事故戻しに関する規定の不適用特約	
11	【略称】保険金支払い条件変更特約	33
	所得補償保険保険金支払条件変更特約（フランチャイズ用）	
12	保険料分割払特約（一般）	33
13	保険料分割払特約（団体）	35
14	自動継続特約	36
15	【略称】自動継続特約	37
	自動継続特約（分割払契約用）	
16	保険料クレジットカード払特約	38
17	【略称】通信販売特約	39
	通信販売に関する特約	
18	共同保険に関する特約	42

所得補償保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
継続契約	所得補償保険契約の保険期間の終了日(注)を保険期間の開始日とする所得補償保険契約をいいます。 (注) その所得補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
契約年齢	保険期間(注)の初日における被保険者の年齢をいいます。 (注) 継続契約については、継続契約の保険期間をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
指定代理人	保険契約者が、被保険者の同意を得て指定する保険金請求代理人のことをいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
就業不能	被保険者が身体障害を被り、次の①または②のいずれかの事由により証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。 ① その身体障害の治療のため、入院していること。 ② ①以外で、その身体障害につき、治療を受けていること。ただし、補償期間が2年を超える契約である場合において、免責期間終了日の翌日から起算して24か月経過後については、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後もしくは身体障害が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能とはいいません。
就業不能期間	補償期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
証券記載業務	保険証券に記載されている被保険者の業務をいいます。
初度契約	継続契約以外の所得補償保険契約をいいます。

身体障害を被った時	① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 ② 疾病については、被保険者以外の医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、被保険者以外の医師の診断によりはじめて発見された時
所得	証券記載業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
所得補償保険契約	所得補償保険普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
補償期間	免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
平均月間所得額	免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者（補償対象者）をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては、当会社は保険金を支払いません。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内または国外において傷害（注1）または疾病（注2）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合は、被保険者が被る損失についてこの約款に従い保険金を支払います。

（注1）傷害の原因となった事故を含みます。

（注2）あわせて以下「身体障害」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（注3）によって被った身体障害
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による

事故によって被った身体障害

⑧ ⑥および⑦の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する傷害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が法令に定められた運転資格(注1)を持たないで、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害

② 酒に酔った状態(注2)で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害

③ 地震、噴火または津波によって被った傷害

④ 地震、噴火または津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

(注1) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(4) 当社は、次のいずれかに該当する事由による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の精神および行動の障害(注)を被り、これを原因として生じた就業不能

② 被保険者の妊娠または出産

(注) 具体的には、別表1の身体障害をいいます。

(5) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、その告げなかった事実または告げた事実と異なることを直接の原因として被った身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前に被った身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日(注1)からその日を含めて2年を経過した後に第4条(保険金の支払)(1)の就業不能期間が開始した場合は、保険期間の開始日(注1)以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

① 保険契約の締結をする場合

② 保険契約の条件の変更(注2)をする場合

(注1) この保険契約が継続契約である場合は最初の保険契約の保険期間の開始日をいいます。

(注2) 変更により支払われる保険金に限ります。

第4条(保険金の支払)

(1) 当社は、就業不能期間(注)に対して、被保険者に保険金を支払います。(注) 免責期間は含みません。

(2) (1)の保険金の額は、就業不能期間1か月について保険金額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額を就業不能期間1か月についての支払保険金の額とします。

(3) 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間(注1)}}{30 \text{ (注2)}} = \text{支払保険金の額}$$

(注1) ここでいう就業不能期間とは、1か月に満たない期間または1か月

未満の端日数をいいます。

(注2) 1か月を30日として日割計算します。

- (4) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時より前である場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (5) 保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第5条 (就業不能期間の重複)

当会社は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて保険金を支払いません。

第6条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業不能期間が延長した場合も、(1)および(2)と同様の方法で支払います。

第7条 (就業不能の取扱い)

- (1) 免責期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責期間および補償期間の規定を適用しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間および補償期間の規定を適用します。

第3章 基本条項

第8条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、当会社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
 - ③ 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつたときは、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

第9条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保

険金を支払いません。

- (4) (2)・(3)の規定にかかわらず、保険期間の開始時(注)より前に被った身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第4条(保険金の支払)(1)の就業不能を開始した場合は、保険期間の開始日以後に被った身体障害による就業不能とみなします。

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。

- (5) (2)・(3)の規定にかかわらず、保険契約の保険期間の開始時(注1)より前に発病した疾病を直接の原因として第4条(保険金の支払)に定める就業不能に該当した場合は、次の①・②のとおりとします。

① 保険契約締結(注2)の際に、当社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実をもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その病気に関する事実を当社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。

② その疾病について、この保険契約の保険期間の開始時(注1)より前に、被保険者が被保険者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。

(注1) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。

(注2) 保険契約の条件の変更を含みます。

第10条(契約年齢の計算および誤りの処置)

- (1) この保険契約の契約年齢は、保険期間の初日の午前0時における満年齢で計算します。

(2) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあり、実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険契約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。

(3) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあり、実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険契約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を追徴または返還します。

(4) (3)に規定された保険料を追徴すべき場合において、次のいずれかに該当する就業不能については、当社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

① 契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領取した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

② 契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領取した時までの期間中に始まった就業不能

第11条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当社の保険責任を加重するものである場合には、この(3)は適用しません。

(4) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)

③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の身体障害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合

において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に、当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認められるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から2年を経過した場合。ただし、保険期間の開始日から2年以内に、次のどちらかにあてはまる場合は、解除できるものとします(注2)。

ア. 当会社が保険金を支払う就業不能が生じた場合。

イ. (2)に規定する事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合を原因としたケガ・病気の治療を受けた場合、またはその病気と医学上重要な関係のある病気の治療を受けた場合。

(注1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 保険契約の条件の変更の場合には、変更した部分に限ります。

- (5) (2)の規定による解除が、補償期間が開始した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した就業不能については適用しません。

- (7) 保険契約を締結する際に、当会社は、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

- (8) (7)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注) 収入の喪失を含みません。

第12条(証券記載業務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が証券記載業務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後保険料(注1)が変更前保険料(注2)よりも高いときは、当会社は、証券記載業務の変更の事実(注3)があった後の就業不能に対しては、変更前保険料(注2)の変更後保険料(注1)に対する割合により保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(注2) 変更前の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(注3) (1)の変更の事実をいいます。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または証券記載業務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1)の変更の事実をいいます。

- (4) (2)の規定は、証券記載業務の変更の事実(注)に基づかずに発生した就業不能については適用しません。

(注) (1)の変更の事実をいいます。

- (5) (2)の規定にかかわらず、証券記載業務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) (1)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (6) (5)の規定による解除が就業不能の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、証券記載業務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した就業不能に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)の変更の事実をいいます。

第13条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約

者は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第15条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は効力を失います。

- ① 被保険者が死亡した場合
- ② 被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないいかなる業務にも従事しなくなった場合または従事できなくなった場合

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた就業不能に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が就業不能（注1）の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する就業不能（注1）に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

- ① (1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に被った身体障害による就業不能
- ② (1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に始まった就業不能

（注1）(2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じ

た就業不能をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りま

(4) (3) の場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第19条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1) ④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限りま

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限りま

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りま

(注) その被保険者に係る部分に限りま

(4) (3) の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとしま

(注) その被保険者に係る部分に限りま

第20条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条 (保険料の返還または請求・告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 第11条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求しま

(2) 証券記載業務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前保険料(注2)と変更後保険料(注3)との差に基づき証券記載業務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求しま

(注1) 第12条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

(注3) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第12条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま

(4) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によ

りこの保険契約を解除できるときは、当社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、変更前保険料（注1）の変更後保険料（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- ① 証券記載業務の変更の事実（注3）が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
- ② 証券記載業務の変更の事実（注3）が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

（注1）変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

（注2）変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

（注3）第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）（1）の変更の事実をいいます。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（7）（6）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

① 追加保険料領収前に被った身体障害による就業不能

② 追加保険料領収前に始まった就業不能

第22条（保険料の返還—無効または失効の場合）

（1）保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第14条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（2）保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（3）保険期間が1年を超える保険契約が無効の場合または失効となる場合には、当社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、（1）および（2）の規定によることとし、その後の契約年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

第23条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還—解除の場合）

（1）第11条（告知義務）（2）、第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）（5）、第18条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（2）第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（3）第18条（重大事由による解除）（2）の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）第19条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（5）第19条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を被保険者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（6）保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合には、その解除があった日の属する契約年度に対する保険料については、（1）から（5）までの規定

によることとし、その後の契約年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

第25条（就業不能期間が開始した場合の通知）

- (1) 就業不能期間が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業不能期間が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当社に書面により通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、または、その通知もしくは説明において知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（就業不能の証明）

就業不能期間が1か月以上継続する場合は、被保険者は1か月ごとに就業不能が継続していることの証明を書面をもって当社に通知しなければなりません。

第27条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使うことができるものとします。
 - ① 就業不能が終了した時（注1）
 - ② 就業不能の期間が補償期間を超えて継続した場合は、補償期間の末日を経過した時
 - ③ 被保険者がその経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できる見込みのないことが判明した場合は、判明した時（注2）
 - ④ 被保険者が、補償期間の初日から補償期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時

（注1）②および③または④に該当する場合を除きます。
（注2）補償期間が2年を超える保険契約である場合に限りです。
- (2) (1)の規定にかかわらず、就業不能期間が1か月以上継続する場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社に対し保険金の内払を請求することができます。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める就業不能状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 身体障害の内容および就業不能を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑧ 当社が被保険者の症状・治療内容等について被保険者以外の医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ 所得を証明する書類
 - ⑩ 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
 - ⑪ その他当社が第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

（注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。
- (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(3)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、指定代理人がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- (6) 次に掲げる①から③までのすべてを満たす場合は、以下のアからウまでに掲げるいずれかの者が、その事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合
 - ② 指定代理人がいない場合（注1）または指定代理人に保険金を請求でき

ない事情がある場合

- ③ 被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の代理人がない場合または被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
イ.	アに規定する者がいない場合またはアに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
ウ.	アおよびイに規定する者がいない場合またはアおよびイに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者（注2）またはイ以外の3親等内の親族

（注1）指定していない場合を含みます。

（注2）法律上の配偶者に限ります。

- (7) (5) または (6) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (8) 当社は、身体障害の内容または就業不能の状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(8)の規定に違反した場合または(3)から(6)までもしくは(8)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故もしくは身体障害の原因、事故もしくは身体障害発生の状況、身体障害もしくは就業不能発生の有無、就業不能の状況および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、事故と身体障害との関係、就業不能の状況、所得の証明、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)から(6)までの規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果の照会（注3） 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)から(6)までの規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づ

く照会を含みます。

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、就業不能期間1か月に相当する支払責任額の合計額が平均月間所得額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
平均月間所得額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第30条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第25条 (就業不能期間が開始した場合の通知) もしくは第26条 (就業不能の証明) の規定による通知または第27条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1) の規定による診断または死体の検案 (注1) のために要した費用 (注2) は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第31条 (時効)

保険金請求権は、第27条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条 (代位)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) の損失が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。

- ① 当社が損失の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損失の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する (1) もしくは (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

- (4) 保険契約者および被保険者が、正当な理由なく (3) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第33条 (保険金請求代理人の指定または変更)

- (1) 保険契約者は、指定代理人を指定することができます。

- (2) 指定代理人を指定した後、保険契約者は、被保険者の同意を得て指定代理人を変更することができます。

- (3) (1) および (2) の規定による指定代理人の指定または変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に書面により申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (4) (3) の規定による申出を当社が承認する前に当社が変更前の指定代理人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

第34条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社へ申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第4章 無事故戻し金条項

第4章

第39条（無事故戻し金の支払）

- (1) 当会社は、保険期間が満了した場合において、この保険契約の被保険者につき、その保険期間中に当会社が保険金を支払うべき就業不能または傷害の発生がなかったとき（注1）は、当会社が領収した保険料の20%を無事故戻し（注2）として、保険契約者等（注3）に支払います。
 - （注1） その保険金の請求がなかったときを含みます。
 - （注2） 以下「無事故戻し金」といいます。
 - （注3） 保険契約者または保険契約者が指定する保険証券記載の無事故戻し金受取人をいいます。
- (2) 当会社は、(1)の無事故戻し金を保険期間の満了前1か月以内に支払うことがあります。ただし、保険期間中に当会社が保険金を支払うべき就業不能または傷害が発生した場合には、保険契約者等は受領した無事故戻し金を当会社に返還しなければなりません。
- (3) (2)の規定により既に支払った無事故戻し金の返還を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者等がその返還を怠ったときは、当会社は保険金を支払いません。
- (4) (3)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者の同意を得て当会社が支払うべき保険金から既に支払った無事故戻し金を差し引き、その返還に充当することができるものとします。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合）(4)①の精神および行動の障害

平成6年10月12日総務庁告示第75号および平成11年3月31日総務庁告示第64号に定められた分類項目中次のいずれかに掲げるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00－F 07、F 09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 10－F 19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F 20－F 25、F 28、F 29
気分〔感情〕障害	F 30－F 34、F 38、F 39

分類項目	基本分類コード
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 40－ F 45、 F 48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 50－ F 55、 F 59
成人の人格および行動の障害	F 60－ F 66、 F 68、 F 69
知的障害<精神遅滞>	F 70－ F 73、 F 78、 F 79
心理的発達の障害	F 80－ F 84、 F 88、 F 89
小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 90－ F 95、 F 98
詳細不明の精神障害	F 99

別表2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特約

1. 傷害による死亡・後遺障害補償特約

1

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
特約保険金額	保険証券に記載されたこの特約の保険金額をいいます。
保険金	死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款に従い保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 被保険者の被った傷害が、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害である場合には、当社は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷害
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失によって被った傷害。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った傷害。ただし、治療を目的として被保険者以外の医師が用いた場合は、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者が次のどちらかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで、自動車等を運転している間に生じた事故によって被った傷害
イ. 酒に酔った状態(注4)で自動車等を運転している間に生じた事故によって被った傷害
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った傷害
- ⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって被った傷害。た

だし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払いません。

- ⑨ 被保険者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故によって被った傷害
 - ⑩ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染によって被った傷害。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、保険金を支払います。
 - ⑪ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって被った傷害（注5）
 - ⑫ 地震、噴火または津波によって被った傷害
 - ⑬ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った傷害
 - ⑭ ⑪から⑬までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害
- （注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3） 運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4） アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- （注5） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注6） 使用済燃料を含みます。
- （注7） 原子核分裂生成物を含みます。

（2） 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注） いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

被保険者の被った傷害が、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、当社は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に定める運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害
 - ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
 - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注）以外の航空機を被保険者が操縦している間に生じた事故によって被った傷害
- （注） 定期便であると不定期便であるとを問いません。

第5条（死亡保険金の支払）

当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、特約保険金額の全額（注1）を死亡保険金として死亡保険金受取人（注2）に支払います。

（注1） 既に支払った後遺障害保険金がある場合には、特約保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（注2） 死亡保険金受取人の指定のない場合は、被保険者の法定相続人となります。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として、被保険者に支払います。

特約保険金額 × 別表2に掲げる割合 = 後遺障害保険金の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までを適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は特約保険金額の60%をもって限度とします。
- （注1）腕および手をいいます。
（注2）脚および足をいいます。
- (5) (1)から(4)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額をもって限度とします。

第7条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつてからまたは遭難してからその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されない場合は、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき傷害の程度が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠つたことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき傷害の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、保険金を支払うべき傷害の程度が重大となった場合も、(1)および(2)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。
- （注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が開始した場合においても、当社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（保険契約の無効）

普通保険約款第14条（保険契約の無効）に定める事由のほか、保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったときは、この特約が付帯された保険契約は無効とします。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第11条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被つた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となつた事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を

当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または、被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗した航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明において知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを使用することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合には、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類	保険金種類	死 亡	後 遺 害
1. 当社の定める傷害状況報告書		○	○
2. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○
3. 死亡診断書または死体検案書		○	
4. 後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書			○
5. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○	
6. 被保険者の印鑑証明書			○
7. 被保険者の戸籍謄本		○	
8. 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本		○	
9. その他当社が第13条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○

- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、普通保険約款第33条（保険金請求代理人の指定または変更）に規定する指定代理人がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- (5) 次に掲げる①から③までのすべてを満たす場合は、以下のアからウまでに掲げるいずれかの者が、その事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合
 - ② 指定代理人がいない場合（注1）または指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
 - ③ 被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の代理人がいない場合または被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
イ.	アに規定する者がいない場合またはアに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
ウ.	アおよびイに規定する者がいない場合またはアおよびイに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者（注2）またはイ以外の3親等内の親族

（注1）指定していない場合を含みます。

（注2）法律上の配偶者に限ります。

- (6) (4) または (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) または (3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)から(5)までもしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)から(5)までの規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)から(5)までの規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、また

はこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- （４）（１）または（２）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第14条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （１）当社は、第11条（事故の通知）の規定による通知または第12条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- （２）（１）規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）収入の喪失を含みません。

第15条（時効）

保険金請求権は、第12条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第17条（死亡保険金受取人の変更）

- （１）保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

- （２）保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

- （３）（２）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

- （４）（３）の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

- （５）保険契約者は、（２）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

- （６）（５）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

- （７）（２）および（５）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

- （８）死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第18条（契約内容の登録）

- （１）当社は、この保険契約締結の際（注１）、次の事項を協会（注２）に登録することがあります。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 特約保険金額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当社名
- ⑦ 被保険者同意の有無

（注１）保険契約継続の際を含みます。

（注２）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする事ができるものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする事以外に用いないものとします。

(4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第19条 (普通保険約款の適用除外)

(1) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「危険」の定義、第3条(保険金を支払わない場合)、第5条(就業不能期間の重複)、第6条(他の身体の障害または疾病の影響)、第7条(就業不能の取扱い)、第8条(保険責任の始期および終期)、第9条(保険期間と支払責任の関係)、第25条(就業不能期間が開始した場合の通知)、第26条(就業不能の証明)、第27条(保険金の請求)、第28条(保険金の支払時期)、第29条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)、第30条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第31条(時効)および第32条(代位)の規定は適用しません。

(2) 次の①から③までの普通保険約款の規定は適用せず、この特約第20条(特則)の規定を適用します。

① 第18条(重大事由による解除)(3)および(4)

② 第21条(保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業務の変更に係る通知義務等の場合)(5)および(7)

③ 第22条(保険料の返還一無効または失効の場合)(2)

第20条 (特則)

(1) 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1)または(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、普通保険約款第18条(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から、解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) 普通保険約款第18条(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、同条(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りま。

(2) 普通保険約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業務の変更に係る通知義務等の場合)(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、同条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、証券記載業務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前保険料(注2)の変更後保険料(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 普通保険約款第12条(証券記載業務の変更に係る通知義務)(1)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

(注3) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(3) 普通保険約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業務の変更に係る通知義務等の場合)(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約に従い、保険金を支払います。

- (4) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、この特約の保険料を返還しません。

第21条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条（告知義務）（4）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の身体障害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害」
- ② 第11条（告知義務）（5）の規定中「補償期間が開始した後」とあるのは「傷害を被った後」
- ③ 第11条（告知義務）（6）の規定中「就業不能」とあるのは「傷害」
- ④ 第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）（2）、（4）および（6）の規定中「就業不能」とあるのは「傷害」
- ⑤ 第18条（重大事由による解除）（1）の規定中「身体障害」とあるのは「傷害」
- ⑥ 第18条（重大事由による解除）（2）の規定中「就業不能」とあるのは「傷害」

第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（注2）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

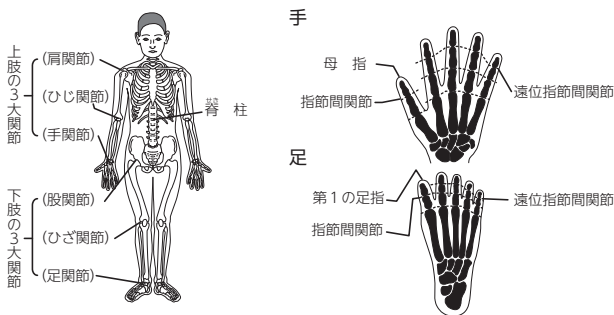
別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%となった場合をいう）となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に奇形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	

- (1) 1腕または1脚を失った場合…………… 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く
廃した場合…………… 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合…………… 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合…………… 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合…………… 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3%
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができない場合 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



2. 地震・噴火・津波危険補償特約

2

当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）(3) ③および④の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する傷害による就業不能に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震、噴火または津波によって被った傷害
- ② 地震、噴火もしくは津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

3. 地震・噴火・津波危険補償特約 (傷害による死亡・後遺障害補償特約用)

3

当会社は、この特約により、傷害による死亡・後遺障害補償特約（第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1) ⑫および⑬の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する傷害に対しても、傷害による死亡・後遺障害補償特約に定める保険金（注）を支払います。

- ① 地震、噴火または津波によって被った傷害
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

（注）死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

4. 航空機乗組員特約

4

当会社は、この特約により、普通保険約款第1条（用語の定義）「就業不能」および「証券記載業務」の定義を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
就業不能	被保険者が身体障害を被ったため、その直接の結果として、証券記載業務に全く従事できないこと（注）をいいます。ただし、補償期間が2年を超える契約である場合において、免責期間終了日の翌日から起算して24か月経過後については、被保険者がその経験・能力に応じたいかなる業務にも継続して全く従事できないことをいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含みません。 （注）身体障害が治癒した後であっても、航空法に定める身体検査その他航空業務に従事するために必要な身体検査に合格するまでの間を含みます。
証券記載業務	航空機に乗込んで運行を行う航空業務をいいます。

5. 家事従事者特約

5

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家事	炊事、掃除、洗濯、育児等をいいます。
就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより、家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含まれません。
所得	被保険者が家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
平均月間所得額	別表に定める金額とし、普通保険約款の各条項においては、この額を適用するものとします。

第2条（被保険者の範囲）

当社は、この特約により、保険証券記載の家事従事者（注）を被保険者とします。

（注）被保険者の家庭において、家事を主として行っている者をいいます。

第3条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「就業不能」、「所得」および「平均月間所得額」の定義ならびに第27条（保険金の請求）（3）⑨の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表

165,000円

6. 入院のみ補償特約

6

当社は、この特約により、普通保険約款第1条（用語の定義）「就業不能」の定義を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含まれません。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
住宅	本人が居住するための住宅（注）をいいます。 （注）敷地内の動産および不動産ならびに一時的に居住する被保険者所有の住宅（いわゆる別荘）を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が、次のいずれかに該当する偶然な事故（注1）により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故
（注1）以下「事故」といいます。
（注2）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (支払保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限り、

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第8条（事故の発生）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害を防止または軽減するために要した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第9条（当社による解決）（1）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区

において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(注2)、銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。

(注2) 原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

(注3) 空気銃を除きます。

第6条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第7条 (保険金の支払額)

当社が支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 第3条(支払保険金の範囲)②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条④の費用の支払額}$$

第3章 基本条項

第8条 (事故の発生)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。

- ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①から④までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、(1)①および④のときはそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)②のときは防止または軽減することができたと認められる損害額を、(1)③のときは損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第9条 (当会社による解決)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時

② 第3条②から⑤までの費用については、被保険者が費用を負担した時

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 示談書その他これに代わるべき書類

③ 損害を証明する書類

④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
(注)

⑤ その他当会社が第11条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、指定代理人がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- (6) 次のいずれかのすべてを満たす場合は、以下のアからウに掲げる者のいずれかが、その事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合

② 指定代理人(注1)がいない場合または指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合

③ 被保険者の代理人がいない場合または被保険者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)
イ.	アに規定する者がいない場合またはアに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

ウ.	アおよびイに規定する者がいない場合またはアおよびイに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者またはイ以外の3親等内の親族（注2）
----	---

（注1）指定していない場合を含みます。

（注2）法律上の配偶者に限ります。

- (7) (5) および (6) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (8) 当社は損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)、(6)もしくは(8)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)、(5)および(6)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)、(5)および(6)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間につ

いては、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条 (支払保険金の範囲) の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第3条の損害賠償金および費用の合計額 (注) から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条 (時効)

保険金請求権は、第10条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条 (先取特権)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権 (注) について先取特権を有します。

(注) 第3条 (支払保険金の範囲) の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合 (注1)

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1) の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合 (注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権 (注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権 (注) を質権の目的とし、または (2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第3条 (支払保険金の範囲) の費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条 (2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条 (支払保険金の範囲) の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第16条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定中「免責金額」の定義、第3条 (保険金を支払わない場合)、第4条 (保険金の支払)、第5条 (就業不能期間の重複)、第6条 (他の身体の障害または疾病の影響)、第7条 (就業不能の取扱い)、第9条 (保険期間と支払責任の関係)、第12条 (証券記載業務の変更に係る通知義務)、第19条 (被保険者による保険契約の解除請求)、第21条 (保険料の返還または請求告知義務・証券記載業務の変更に係る通知義務等の場合) (2) および (5)、第25条 (就業不能期間が開始した場合の通知)、第26条 (就業不能の証明)、第27条 (保険金の請求)、第28条 (保険金の支払時期)、第29条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)、第31条 (時効)

ならびに第39条（無事故戻し金の支払）の規定は適用しません。

第17条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語の定義）の規定中「他の保険契約等」の定義において、「この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約をいいます。」
- ② 第8条（保険責任の始期および終期）（3）
「（3）保険期間が開始した場合においても、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。」
- ③ 第11条（告知義務）（4）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の身体障害を被る前に」とあるのは「事故が発生する前に」
- ④ 第11条（告知義務）（5）の規定中「補償期間が開始した後に」とあるのは「損害の生じた後に」
- ⑤ 第11条（告知義務）（6）の規定中「就業不能」とあるのは「損害」
- ⑥ 第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）（4）および（6）の規定中「就業不能」とあるのは「損害」
- ⑦ 第18条（重大事由による解除）（1）の規定中「身体障害」とあるのは「損害」
- ⑧ 第18条（重大事由による解除）（2）の規定中「就業不能」とあるのは「損害」
- ⑨ 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）（7）
「（7）（6）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。」
- ⑩ 第32条（代位）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の損失」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の損害」

第18条（重大事由解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第18条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ①（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- 」

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

8. 国外の個人賠償責任補償対象外特約

8

当社は、この特約により、個人賠償責任補償特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故のうち、日本国外において生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

9. 特定疾病補償対象外特約

9

当社は、この特約により、被保険者の就業不能が、保険証券記載の疾病および傷害による就業不能である場合は、保険金を支払いません。

10. 無事故戻しに関する規定の不適用特約

10

当社は、普通保険約款第39条（無事故戻し金の支払）の規定にかかわらず、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能または傷害の発生がなかった場合でも、第39条（無事故戻し金の支払）に規定する無事故戻し金を支払いません。

11. 所得補償保険保険金支払条件変更特約 （フランチャイズ用）

11

当社は、この特約により、普通保険約款第1条（用語の定義）の定義中、「補償期間」および「免責期間」の定義を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
補償期間	就業不能が開始した日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、就業不能の状態がこの期間を超えて継続しなかった場合は、当社は、保険金を支払いません。

12. 保険料分割払特約（一般）

12

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
傷害特約	傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。
払込期日	保険証券（注）記載の保険料の払込期日をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
分割保険料	保険証券（注）記載の金額をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
 - この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害
- (2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

- ① その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
- ② その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
- ③ その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による損害

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 前条の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - ② 前条の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
 - ③ 前条の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害。ただし、普通保険約款第10条（契約年齢の計算および誤りの処置）（3）の規定により追加保険料を請求すべき場合には同条（4）を、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）（2）の規定により追加保険料を請求すべき場合には普通保険約款第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）（2）、第21条（5）および傷害特約第20条（特則）（2）を、第21条（6）の規定により追加保険料を請求すべき場合には同条（7）および傷害特約第19条（3）適用して、保険金を支払います。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、当会社が、1被保険者について特約保険金額の全額を死亡保険金として支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、その保険金の支払われるべきその被保険者の未払込保険料のうち傷害特約に対応する保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注）において、次回払込期日（注）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（注）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日（注）

（注）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は既に領収した保険料は返還しません。

第8条（保険料の返還または請求）

- (1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割払保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当会社はその全額を一時に返還することがあります。
- (2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当会社は以降到来する分割払保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
傷害特約	傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。
払込期日	保険証券（注）記載の保険料の払込期日をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
分割保険料	保険証券（注）記載の金額をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むことができます。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
 - ③ この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害
- (2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。
 - ① その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - ② その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
 - ③ その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 前条の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - ② 前条の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
 - ③ 前条の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害。ただし、普通保険約款第10条（契約年齢の計算および誤りの処置）（3）の規定により追加保険料を請求すべき場合には同条（4）を、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）（2）の規定により追加保険料を請求すべき場合には普通保険約款第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）（2）、第21条（5）および傷害特約第20条（特則）（2）を、第21条（6）の規定により追加保険料を請求すべき場合には同条（7）および傷害特約第19条（3）を適用して、保険金を支払いま

す。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、当会社が、1被保険者について特約保険金額の全額を死亡保険金として支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、その保険金の支払われるべきその被保険者の未払込保険料のうち傷害特約に対応する保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が第3条（分割保険料の払込方法）の規定に従い分割保険料を払い込まない場合には、保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、払込みのなかった分割保険料が払い込まれるべき月に属する分割保険料払込期日から将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第8条（保険料の返還または請求）

- (1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割払保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当会社はその全額を一時に返還することがあります。
- (2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当会社は以降到来する分割払保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

14. 自動継続特約

14

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約の保険料	継続契約が保険料分割払特約（団体）を付帯して引き受けられた場合には、分割保険料をいいます。
特約保険金額	「傷害による死亡・後遺障害補償特約」および「個人賠償責任補償特約」による特約保険金額をいいます。
払込期日	保険証券等記載の保険料の払込期日をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎年同様とします。
- (2) 被保険者の年齢が進行することにより、その被保険者の適用保険料が変更となる場合には、(1)にいう「同一内容」のうち保険料または保険金額もしくは特約保険金額については、次のいずれかに該当するこの保険証券等に記載された方法（注）により計算した額とします。
 - ① 保険金額および特約保険金額を同額とし、保険料を変更する方法
 - ② 保険料を同額とし、保険金額および特約保険金額を変更する方法（注）保険証券等に方法が記載されていない場合は、①の方法とします。
- (3) (1)および(2)の規定により保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 継続契約の保険料の払込期日は、継続契約の保険期間の開始日とします。この場合において、継続契約が保険料分割払特約（団体）を付帯して引き受けられた場合は、第1回分割保険料についてのみ適用します。

- (3) (2)の規定にかかわらず、継続契約が保険料分割払特約（団体）を付帯して引き受けられた場合において、保険料分割払特約（団体）第3条（分割保険料の払込方法）のただし書が適用される場合の保険料は、保険契約継続の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むものとします。
- (4) 継続契約が保険料分割払特約（団体）を付帯して引受けられた場合は、第2回目以降の分割保険料については、保険証券等記載の払込期日後10日以内に払い込むものとします。

第5条（保険料不払の場合の免責）

保険契約者が、前条の保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日（注）後もその払込みを怠った場合は、当社は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害については、保険金を支払いません。

- ① その保険料の払込期日（注）から、その保険料を領取した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
- ② その保険料の払込期日（注）から、その保険料を領取した時までの期間中に始まった就業不能
- ③ その保険料の払込期日（注）から、その保険料を領取した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

（注）継続契約が保険料分割払特約（団体）を付帯して引き受けられた場合には、払込期日後10日を経過した日をいいます。

第6条（継続契約に適用される保険料）

この保険契約に適用した保険料が改定された場合には、当社は、保険料が改定された日以降第3条（保険契約の継続）の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料を変更します。

第7条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知については、普通保険約款第11条（告知義務）の規定を準用します。

ただし、証券記載業務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当社は、普通保険約款第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）（2）から（6）までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

15. 自動継続特約（分割払契約用）

15

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特約保険金額	「傷害による死亡・後遺障害補償特約」および「個人賠償責任補償特約」による特約保険金額をいいます。
払込期日	保険証券等記載の保険料の払込期日をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、保険料分割払特約（一般）を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎年同様とします。
- (2) 被保険者の年齢が進行することにより、その被保険者の適用保険料が変更

となる場合には、(1)にいう「同一内容」のうち保険料または保険金額もしくは特約保険金額については、次の①または②のいずれかこの保険証券等に記載された方法(注)により計算した額とします。

- ① 保険金額および特約保険金額を同額とし、保険料を変更する方法
- ② 保険料を同額とし、保険金額および特約保険金額を変更する方法

(注) 保険証券等に方法が記載されていない場合は、①の方法とします。

- (3) (1) および (2) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条 (継続契約の分割保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第5条 (保険料不払の場合の免責)

保険契約者が、前条の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
- ② その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
- ③ その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

第6条 (継続契約に適用される保険料)

この保険契約に適用した保険料が改定された場合には、当社は、保険料が改定された日以降第3条(保険契約の継続)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料を変更します。

第7条 (継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条(保険契約の継続)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第3条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知については、普通保険約款第11条(告知義務)の規定を準用します。

ただし、証券記載業務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当社は、普通保険約款第12条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(2)から(6)までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第9条 (保険料分割払特約(一般)との関係)

この特約に規定されていない事項については、保険料分割払特約(一般)の規定を準用します。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

16. 保険料クレジットカード払特約

16

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

- (1) 当社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料(注)を支払うことを承認します。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

- (2) (1) という保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条 (保険料領収前に生じた事故等の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または変更承認請求時に保険料(注1)のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社はカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った上で、当会社がクレジットカードによる保険料(注1)の支払を承認した時(注2)以降、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱いに関する規定を適用しません。

(注1) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

(注2) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(1)の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料(注)を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条 (保険料の返還の特則)

- (1) 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料(注)を返還する場合は、当会社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料(注)を返還します。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

- (2) (1)の規定は、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

17. 通信販売に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
特約保険金額	「傷害による死亡・後遺障害補償特約」および「個人賠償責任補償特約」による特約保険金額をいいます。
払込期日	保険証券等記載の保険料の払込期日をいいます。
引受承諾書	引受けに関する承諾を記した書類をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込手続を行うことができます。
 - ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
 - ② 所定の手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社または代理店に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1) ②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、申込書または引受承諾書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込みをした後、保険料（注）を当会社の定める日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
 - ① 郵便振替
 - ② 銀行振込
 - ③ 預金口座振替
 - ④ 郵便貯金口座振替
 - ⑤ 書留
 - ⑥ クレジットカード払

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。
- (3) 保険契約者は、(2) ①から⑥までに定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、(2) の保険料を払い込むことができるものとします。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、第4条（保険責任の始期および終期）(2) の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前事故に関する規定は適用されないものとします。
- (4) (2) および(3) の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。
- (5) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の保険料については、払込期日に(2) から(4) までのいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券等記載の保険期間の初日（注）の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）前条(2)の保険料（保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料）が払い込まれた日の翌日以降とします。
- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の保険期間の開始時から、前条(2)の保険料（注）が払い込まれる前に被った身体障害による就業不能
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、前条(2)の保険料（注）が払い込まれる前に始まった就業不能
 - ③ 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料（注）が払い込まれる前であった場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能
 - ④ この保険契約の保険期間の開始時から、前条(2)の保険料（注）が払い込まれる前に生じた事故による傷害または損害

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、当会社の定める日までに保険料（注）の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第6条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎年同様とします。
- (2) 被保険者の年齢が進行することにより、その被保険者の適用保険料が変更となる場合には、(1) にいう「同一内容」のうち保険料または保険金額も

しくは特約保険金額については、次の①または②のいずれかこの保険証券等に記載された方法（注）により計算した額とします。

① 保険金額および特約保険金額を同額とし、保険料を変更する方法

② 保険料を同額とし、保険金額および特約保険金額を変更する方法

（注）保険証券等に方法が記載されていない場合は、①の方法とします。

(3) (1) および (2) の規定により、この保険契約が継続された場合において継続契約に適用する保険料率（注）は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率（注）とします。

（注）第10条（継続契約に適用される特約）の規定により継続契約に付帯されるその他の特約の保険料率を含みます。

(4) (1) および (2) の規定により、この保険契約が継続され、第7条（継続契約の保険料および払込方法）に規定する継続契約の保険料（注）が払い込まれた場合には、当社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

(5) 継続契約における当社の保険責任は、第4条（保険責任の始期および終期）(1) の規定にかかわらず、その初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

(6) 継続契約の保険期間が始まった後でも、当社は、被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料（注）が払い込まれる前であった場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能に対しては、保険金を支払いません。

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第7条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時まで第3条（保険料の払込方法）(2) から (4) までのいずれかの手続により払い込むものとします。

(3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回目以降の保険料はその翌月の応当日から毎月第3条（保険料の払込方法）(2) から (4) までのいずれかの手続により払い込むものとします。

第8条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が、前条 (2) の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降における、次の①から③までのいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

① 継続契約の保険期間の開始時から、前条 (2) の継続契約の保険料が払い込まれる前に被った身体障害による就業不能

② 継続契約の保険期間の開始時から、前条 (2) の継続契約の保険料が払い込まれる前に始まった就業不能

③ 継続契約の保険期間の開始時から、前条 (2) の継続契約の保険料が払い込まれる前に生じた事故による傷害または損害

(2) 保険契約者が、前条 (3) の継続契約の第1回分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降における、次の①から③までのいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

① 継続契約の保険期間の開始時から、前条 (3) の継続契約の第1回分割保険料が払い込まれる前に被った身体障害による就業不能

② 継続契約の保険期間の開始時から、前条 (3) の継続契約の第1回分割保険料が払い込まれる前に始まった就業不能

③ 継続契約の保険期間の開始時から、前条 (3) の継続契約の第1回分割保険料が払い込まれる前に生じた事故による傷害または損害

第9条（保険料不払による継続契約の解除）

(1) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）(2) の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）(3) の継続契約の第1回分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日

- 後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (3) (1) および (2) の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第10条 (継続契約に適用される特約)

第6条 (保険契約の継続) (1) および (2) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第11条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第6条 (保険契約の継続) (1) および (2) の規定によりこの保険契約が継続される場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1) の規定による告知に関する普通保険約款第11条 (告知義務) の規定の適用については、同条 (1)、(2) および (4) の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条 (4) ③の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」と、同条 (7) の規定中「保険契約を締結する際」とあるのは「保険契約を継続する際」とします。ただし、証券記載業務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当社は、普通保険約款第12条 (証券記載業務の変更に関する通知義務) (2) から (6) までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第12条 (死亡保険金受取人)

- (1) この保険契約における死亡保険金受取人は、当社が特に認めた場合を除き、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の指定または変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人としてします。
- (2) この保険契約における死亡保険金受取人は、当社が特に認めた場合を除き、その受取人を変更することはできません。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第1条 (用語の定義) の告知事項の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項、引受承諾書に記載された事項または保険証券等に記載された事項」と読み替えて適用します。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

18. 共同保険に関する特約

18

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。

第2条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等

- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO